

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	85	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	04_雇用・労働
------	----	------	--------------	------	----------

### 提案事項(事項名)

災害時における薬剤師派遣行為の労働者派遣法等における扱いの明確化

### 提案団体

宮城県、登米市、涌谷町、山形県、広島県

### 制度の所管・関係府省

厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

災害時に活動先を指定した薬剤師派遣行為を、職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という)上の業とはみなさない運用とされたい。

### 具体的な支障事例

令和2年度に県の災害薬事体制を整備するにあたり、自治体が薬剤師の支援活動先を指定する派遣フローの構築を試み、労働者派遣法等労働関連法令への抵触の有無を宮城労働局に確認したところ、当該行為が関連法令における「業として行う」にあたることから法に抵触する旨の指摘を受けた。  
活動先を指定して派遣する場合は、労働者派遣法等に基づく許可又は届出が必要となるが、その条件等から現実的な運用とはならず、現状は、派遣する薬剤師に対して活動場所を指定せず、派遣要請があった地域を情報提供するのみの運用としている。  
そのため、派遣される薬剤師の自由意志により活動場所が選ばれることから、複数箇所から要請があった場合には派遣される薬剤師が偏在する可能性がある。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

災害時に、薬剤師が不足している薬局及び医療機関等に対し、許可又は事前の届出等を要することなく自治体が指定した活動先に薬剤師を派遣することができる。これにより、災害時の医療体制が適切に構築される一助となる。

### 根拠法令等

職業安定法、労働者派遣法

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊田市、大阪府、山口県、沖縄県

一

### 各府省からの第1次回答

労働者派遣とは、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してする

ものを含まないもの」とされている。

また、労働者派遣法上の「業として行う」とは、「一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行すること」をいい、反復継続の意思があるかどうかは、一般的な社会通念に則して個別のケースごとに判断されるが、営利を目的とするか否か、事業としての独立性があるか否かが反復継続の意思の判定の上で重要な要素となるとされている。

提案団体が検討している事業が労働者派遣事業に該当するか否かはその詳細をお聞きした上で、個別に判断する必要があるが、災害発生時に限ったものであり、かつ、営利を目的とするものでない行為については、一般的に「業として行う」と判断し得るものは少ないと考えられる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

災害時における薬剤師派遣については、災害救助法第7条に基づき、都道府県知事が救助に関する業務への従事を命じることができる旨が規定されている。一方、同法が適用されない災害及び同法が適用される地域でも保険診療・保険調剤が継続している場所において、活動先を指定した薬剤師派遣行為が職業安定法及び労働者派遣法上の業とみなされる旨の見解を宮城労働局より指摘されたことから、今回、提案に至ったものである。関係府省の第1次回答として、「詳細をお聞きした上で、個別に判断する必要があるが、災害発生時に限ったものであり、かつ、営利を目的とするものでない行為については、一般的に「業として行う」と判断し得るものは少ないと考えられる。」とのことであるが、法令や取扱要領では災害時における取扱いが明確になっておらず、実際に宮城労働局から指摘がなされたことを踏まえると、災害時に活動先を指定した薬剤師派遣行為が、業とみなされないという解釈が明文化され、周知される必要があると考える。なお、当県の事業の詳細については関係資料を別途提出いたしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

労働者派遣法上の「業として行う」の解釈及び災害時の薬剤師派遣への本規定の適用について、各都道府県及び各都道府県労働局宛てに通知の発出を検討する。

#### 令和4年 地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】

(37) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)

災害時における薬剤師が行う調剤業務等への労働者派遣(2条1号)については、職務の円滑な実施を図るために、一定の場合には労働者派遣事業(同条3号)に該当しないことを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に令和4年度中に通知する。